

27 環総政第 420 号
平成 27 年 8 月 10 日

経済産業大臣
官沢 洋一 殿

東京都知事
舩添 要一

「J F E 扇島火力発電所更新計画」環境影響評価方法書に係る電気事業法
第 46 条の 7 第 1 項に規定する意見について

標記の件について、電気事業法第 46 条の 7 第 1 項の規定に基づき、事業者に替えて経済産
業大臣に対し、別紙のとおり意見を述べます。

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：J F E スチール株式会社
代表者：代表取締役社長 柿木 厚司
所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
- 2 対象事業の名称
J F E 扇島火力発電所更新計画
- 3 対象事業実施区域
神奈川県川崎市川崎区扇島1番地1

第2 意見

【全般的事項】

本計画は、安定操業及び一層のエネルギー利用の高効率化を目的とし、現在のボイラー焚き汽力発電方式(13.5万kW)をコンバインドサイクル発電方式(25万kW級)に更新するものである。

対象事業実施区域は、神奈川県川崎市川崎区扇島に位置し、その区域面積は、約690,000㎡(内、本計画地は、約22,400㎡)である。

対象事業の実施に当たっては、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設(ガスタービン)を設置することから、硫黄酸化物、窒素酸化物に係る排出の規制等を受ける。

また、当該地域は同法に基づく硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制地域に指定されている。

更に、都は「東京都長期ビジョン」(平成26年12月)において、微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率を100%に向上させ、光化学スモッグ注意報の発令日数をゼロとする目標を掲げており、この目標を達成するためには、都のみならず、事業者、国、周辺自治体等が連携し、窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)等の大気汚染物質をより一層削減していくことが求められる。

以上のことを踏まえ、環境影響評価準備書(以下「準備書という。」)以降の図書の作成に当たっては、的確に環境への影響を予測・評価した上で、適切な環境保全措置を検討し、これらについて、準備書以降の図書において明らかにすることが重要である。

【個別事項】

(大気質)

- 1 施設の稼働に伴うPM2.5については、前駆物質であるVOCの排出割合が塗装、乾燥施設等と比較すると相対的に小さいため評価項目として選定しないとしていることから、類似事例を参照するなどして、その根拠を明らかにすること。
- 2 施設の稼働に伴う硫黄酸化物及び窒素酸化物の予測対象時期等として、発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期とするとしているが、大気環境改善のためには、総排出量の削減が求められていることから、最大時のみならず、平均的な操業パターンを考慮した通常時における発電所全体の影響についても明らかにすること。

第3 その他

- 1 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）で示された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、方法書に係る住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。
なお、選定した環境影響評価の項目のほか、具体的な事業計画の策定に伴い、新たに調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、準備書において対応すること。
- 2 環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定した場合は、東京都環境影響評価条例第83条第1項の規定に基づき、その内容を書面により報告すること。

J F E 扇島火力発電所更新計画に係る
環境影響評価方法書に対する意見

J F E スチール株式会社 代表取締役社長 林田英治から送付がありました J F E 扇島火力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第 10 条第 1 項の規定に基づく意見は、別紙のとおりです。

平成 27 年 8 月 12 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

I 対象事業の概要

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、事業者であるJFEスチール株式会社から、平成27年3月10日に送付のあった環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

JFE扇島火力発電所更新計画

2 事業者

JFEスチール株式会社

3 事業の目的

JFEスチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区）内に位置するJFE扇島火力発電所では、製鉄所の製造工程で発生する副生ガスを燃料として発電し、製鉄所内で必要な電力の大部分を賄っている。

この事業では、昭和51年の稼動以来40年近くが経過して老朽化が進んでいる発電設備の1号機を更新することで、製鉄所の安定操業に資するとともに、コンバインドサイクル発電方式^(※1)を採用することにより、エネルギー利用の効率化を図る。

(※1 ガスタービン及び汽力（蒸気タービン）を組み合わせた発電方式)

4 事業の内容

この発電所では、現在、1号機から4号機までが稼動しており、そのうち汽力発電方式の1号機（出力13.5万キロワット）を、コンバインドサイクル発電方式の新1号機（出力25万キロワット級）に更新する。

また、冷却水の取放水設備や送電線などの既存設備を最大限に活用することにより、工事に伴う環境負荷をできるだけ抑える。

5 事業実施区域

事業実施区域は、川崎市川崎区扇島1番地1の製鉄所内に位置する約69万平方メートルの範囲である。

6 事業実施区域の環境

事業実施区域は、京浜運河に面した臨海部の埋立地で、工業専用地域である製鉄所の敷地内に位置する。本区域内の自然環境としては、事業者が人工的に造った、池と樹林を含むビオトープや植栽樹林などが存在している。

II 審査会の審議結果等

1 審査会の審議結果について

法第10条第1項に基づき方法書について知事の意見を述べるに当たり、平成27年3月23日に、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第75条第6号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、以降5回にわたり審議が行われ、同年8月4日に答申があった。

答申では、発電設備の基本的な情報を分かりやすく示す必要があることや更新前後の排熱などについて指摘があった。

2 環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見について

法第8条に基づき、方法書の縦覧期間中に事業者に1通の意見書が提出され、この意見の概要と事業者の見解が、平成27年5月20日に知事に送付された。

3 関係市長意見について

条例第37条第1項に基づき、関係市長である横浜市長及び川崎市長に意見を求めたところ、次のとおり意見が提出された。

横浜市長からは、大気質について副生ガス供給量の変動や設備利用率等を明らかにした予測・評価や、放出される熱について熱収支を用いた説明の必要性などの意見があった。

川崎市長からは、川崎市における窒素酸化物排出量の対策目標量が達成・非達成を繰り返しながら推移している状況にあることなどから、より一層の環境負荷低減を図る必要があることや、発電所全体における二酸化炭素の排出抑制に向けて配慮することなどの意見があった。

III 意見

この方法書に対する意見について、条例第37条第2項に基づき関係市長意見を考慮するとともに審査会の答申を踏まえ、法第10条第1項に基づき、次のとおり意見を述べる。

1 総括事項

方法書では、事業者は、事業の内容について、発電設備の出力等を検討した経緯や新たに冷却塔を設置すること等を示した。また、環境影響評価項目として施設の稼動に伴う大気質、水質、動物・植物・生態系等を選定し、調査、予測及び評価を行うこととしている。

しかしながら、発電設備の基本的な情報や更新前後の排熱の変化が示されていないため、環境負荷のより一層の低減を検討した経緯が必ずしも明らかになっていない。また、関係市長から、大気質について副生ガス供給量の変動や設備利用率等を明らかにした予測・評価の必要性や、地域特性

を踏まえた環境負荷のより一層の低減、発電所全体の温室効果ガスの排出抑制に向けた配慮などについて意見が示されたことなどから、環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

2 個別事項

(1) 事業内容

ア 年間発電量、設備利用率など、設備の基本的な情報を環境影響評価準備書で分かりやすく示すこと。

イ 発電所全体及び1号機における更新前後の排熱について、熱収支の観点から、環境影響評価準備書で示すこと。

ウ フレアスタック^(※2)の位置と高さ等について、景観等への影響が考えられることから、環境影響評価準備書で示すこと。

(※2 本事業では、設備の緊急停止など非常時に使用する燃焼放散塔を言う。)

(2) 大気質

老朽化した既設発電設備の更新により、大気汚染物質による環境負荷を現状以下に抑制する計画となっているが、事業実施区域の大気環境の状況を踏まえ、設備利用率などの根拠を明らかにした上で発電所全体の大気汚染物質の年間排出総量を算定するとともに、適切な根拠に基づき評価し、より一層の環境負荷低減が図られるよう配慮すること。

(3) 動物・植物・生態系

ア 希少猛禽類のハヤブサへの影響や環境保全措置を検討するために、周年の生息状況及び環境利用状況の調査を実施すること。

イ 約1ヘクタールの樹林が伐採されることによる、動物及び生態系への影響を、回避、低減するための環境保全措置を十分検討し、環境影響評価準備書でその検討経緯を記載すること。

(4) 温室効果ガス等

老朽化した既設発電設備の更新により、総合的なエネルギー効率の向上を図ることとしているが、設備利用率などの根拠を明らかにした上で、発電所全体における温室効果ガスの総排出量を算定するとともに、適切な根拠に基づき評価し、より一層の環境負荷低減が図られるよう配慮すること。

(5) その他

環境影響評価準備書以降の図書の作成に当たっては、住民の理解が得られるよう、正確かつ分かりやすい表現に配慮すること。